【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長等
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税 11)
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 同一の電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る)に相当する金額を法人事業税の課税標準である収入から控除する。
				《要望の内容》 3 年間の延長を要望する。 あわせて、第 221 回国会で成立した改正電気事業法において、従来の卸電力取引所を短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所及び需給調整卸電力取引所の 3 類型に分けたことを踏まえて、同法の改正に伴う所要の措置を講じる。
				《関係条項》 地方税法　第 72 条の 12　附則　第 9 条第 19 項 地方税法施行令　第 22 条　附則　第 6 条の 2
5	担当部局			資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会　取引制度企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:　令和5年度～令和11年度
7	創設年度及び改正経緯			平成 30 年度　創設 令和2年度　　延長 令和5年度　　延長
8	適用又は延長期間			令和 9 年度～令和 11 年度
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 間接オークション制度利用における支障となっている卸電力取引所を通じた自己約定における二重課税を解消し、広域メリットオーダーの達成を促進する。 〔参考〕 〇電力システムに関する基本方針(平成 25 年 4 月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により(平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立)、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電

				力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成 30 年 9 月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成への障壁となっていた。 〇こうした状況を踏まえ、平成 30 年 10 月に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成を促進してきた。 〇一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。
				《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げている。 また「電力システム改革貫徹のための政策小委員会　中間とりまとめ（平成 29 年 2 月）」において、「現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする」旨が記載されている。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない卸電力取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害するものである。 この課税上の問題は、事業者に自己約定の回避を促すインセンティブとなるため、間接オークション制度の趣旨である広域メリットオーダーの実現を阻害するおそれがある。 そのため、広域メリットオーダーの実現を促進するべく、本租税特別措置によって、卸電力取引所を通じた自己約定に二重課税が発生する状況を是正する。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	課税の公平性確保により、間接オークション制度利用における障壁が解消されるため、広域メリットオーダーの達成が促進される。
10	有効性	①	適用数	本措置の適用対象となる法人数の推移は以下のとおり。

	等			（単位：社） 年度／区分：令和5 実績 / 6 実績 / 7 実績 / 8 見込み / 9 見込み / 10 見込み / 11 見込み 法人数：150 / 164 / 186 / 186 / 186 / 186 / 186 【算定根拠】 1．令和5～7年度分については、（一社）日本卸電力取引所において自己約定取引をした社数を記載。 2．令和8年度以降分については、令和7年度並みになると仮定し計上。 〔出所〕 (一社)日本卸電力取引所提供情報
		②	適用額	本措置の適用対象となる自己約定額の推移は以下のとおり。 （単位：百万円） 年度／区分：令和5 実績 / 6 実績 / 7 見込み / 8 見込み / 9 見込み / 10 見込み / 11 見込み 適用額：594,555 / 138,826 / 138,826 / 138,826 / 138,826 / 138,826 / 138,826 【算定根拠】 1．令和5～6年度分については、適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 221 回国会提出））を計上。 2．令和7年度以降の自己約定額については、令和6年度並みになると仮定し計上。 〔出所〕 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 221 回国会提出）
		③	減収額	本措置は二重課税を見直すものであり、減収額は生じないと考えられるものの、仮に本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の税収と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額を減収額と考えると、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり （単位：百万円） 年度／区分：令和5 実績 / 6 実績 / 7 見込み / 8 見込み / 9 見込み / 10 見込み / 11 見込み 減収額：6,242 / 1,458 / 1,458 / 1,458 / 1,458 / 1,458 / 1,458 【算定根拠】 1．令和5～6年度分については、適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第 221 回国会提出））を計上したうえで、税率 1.05%を掛け合わせ算出。 2．令和7年度以降の減収額については、令和6年度並みになると仮定し計上。 〔出所〕

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第221回国会提出）

③ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》

本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の税収と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額である減収額を二重課税回避の達成状況を示す指標とすると、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり。

（単位：百万円）

年度 / 区分	令和5	6	7	8	9	10	11
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
減収額	6,242	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458

広域メリットオーダーの実現を示す指標である「電力スポット市場におけるシステムプライスに対するエリアプライス最高値の割合（年平均）」の推移は以下のとおり。
本租税特別措置を導入した平成30年度の157%に対して、令和7年度には119%と低下しており、地域間の価格差が縮小したことから、広域メリットオーダーの実現が進展しているといえる。

年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
割合（%）	157	137	119	114	117	116	116	119

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第221回国会提出）
（一社）日本卸電力取引所提供データ

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
本措置によって、取引所を通じた自己約定に二重課税が発生する状況を是正している。
本措置が無い場合（二重課税が生じる場合）の税収と本措置がある場合（二重課税が回避される場合）の差額である減収額を本措置による直接的な効果と考えると、本措置の適用による法人事業税の減収額は以下のとおり。

（単位：百万円）

年度 / 区分	令和5	6	7	8	9	10	11
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
減収額	6,242	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第221回国会提出）

				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 （該当なし）
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置は二重課税となることを避けるものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ提供されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和５年８月（R5 経産 13）